

秋田県告示第478号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和8年9月11日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 保安林予定森林の所在場所
秋田市金足下刈字前田99・100・103・103の2・104・105の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第479号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和8年9月11日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 保安林予定森林の所在場所
秋田市太平目長崎字目長崎40（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）